

制定 1991年 11月 12日
改正 1995年 6月 28日
改正 2012年 4月 1日
改正 2014年 5月 10日

投稿論文校閲要項

日本液体微粒化学会

1. 総則

本要項は、日本液体微粒化学会会則（1991年8月27日より施行）第3条2項の目的のために、日本液体微粒化学会誌の論文を校閲するための要項である。

2. 校閲委員

論文の校閲委員は、校閲委員長が選出し、校閲を依頼する。

3. 校閲委員の身分

厳正中立の立場で校閲を行うため、校閲委員の氏名は著者に対して非公開とする。

4. 機密保持

論文著者の立場を保護するため、校閲に関する事項は全て非公開とし、校閲委員はその氏名や校閲結果を公にしてはならない。

5. 校閲委員の役割

校閲委員は依頼された論文の校閲を行い、投稿規定に基づいて下記の項目について会誌に掲載することが適切であるか判断し、校閲報告書を作成する。また、判断の根拠となる理由を文書にして、校閲委員会に提出しなければならない。

- (1) 校閲報告日
- (2) 校閲者氏名
- (3) 校閲結果
 - (a) 校閲の可否
 - (b) 論文の学術的価値
 - (c) 論文の長さ
- (4) 総合判定
- (5) 会誌委員会に対する論文の総合評価と意見
- (6) 著者に対する照会事項等の作成

6. 要項の改廃

本投稿論文の校閲要項の改廃は、軽微な修正事項以外、理事会の承認を必要とする。